

# 教育研究所とは

## 設置

### ■ 野洲市教育研究所を設置する(昭和 31 年)

(野洲市教育研究所条例 第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条 による)



## 目的

- ### ■ 教育研究所は、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする
- (野洲市教育研究所条例 第3条 による)

## 事業

### ■ 教育研究所は、条例第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 調査・研究事業             | : 教育に関する専門的及び技術的な事項の調査及び研究 |
| (2) 資料収集事業              | : 教育に関する図書その他の資料の収集        |
| (3) 資料作成事業              | : 教育に関する各種資料の作成            |
| (4) 研究事業・研究助成事業         | : 教育関係職員の研修及び研究助成          |
| (5) 指導相談事業              | : 教育に関する相談及び指導             |
| (6) 上記以外の教育委員会から指定された事業 |                            |



(野洲市教育研究所規則 第2条による)

※詳細は別紙図参照

